

宮城県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金【大規模施設等】

交付規程

(趣旨)

第1 みやぎ大規模施設等協力金補助事業事務局（以下「事務局」という。）は、宮城県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（大規模施設等）交付要綱（以下「交付要綱」という。）第1に定める趣旨に基づき、新型コロナウイルス感染症（令和2年1月28日政令第11号により指定感染症に指定された感染症をいう。以下同じ。）の感染拡大によって営業時間短縮要請及び休業要請を受けている大規模施設等の事業維持を図るため、宮城県内において営業時間短縮要請及び休業要請に応じた建物の床面積の合計が1,000平米を超える別表の施設運営事業者（以下「大規模施設運営事業者」という。）等に対し、交付要綱第8の規定により宮城県から交付を受けた補助金の範囲内において宮城県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金【大規模施設等】（以下「協力金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、この規程の定めるところによる。

(交付対象等)

第2 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第24条第9項及び第45条第2項に基づく宮城県からの営業時間短縮要請及び休業要請に応じた大規模施設運営事業者及び当該大規模施設に入居するテナント事業者（以下「テナント事業者」という。）又は食品衛生法（昭和22年法律第233号）上の飲食店営業の許可を受けていない小規模（建物の床面積の合計が1,000平米以下）カラオケ店を営む事業者（以下「非飲食業小規模カラオケ事業者」という。）を交付対象とする。

(協力金の交付額)

第3 大規模施設運営事業者、テナント事業者、非飲食業小規模カラオケ事業者に支給する協力金の額は、それぞれ以下の項目により算出する。ただし、営業時間短縮要請及び休業要請期間の全日について時短営業又は休業した場合のみ協力金の対象となり、日割での算定は行わない。

(1) 大規模施設運営事業者向け協力金

イ. 自己利用部分面積に係る協力金

「時短営業した面積 1,000 平米毎に 20 万円」×（短縮した営業時間／本来の営業時間）
×日数

ロ. テナント事業者の把握管理に係る追加協力金

「テナント数×2 千円」×（短縮した営業時間／本来の営業時間）×日数

ハ. 特定百貨店店舗に係る協力金

「特定百貨店店舗数×2 万円」×（短縮した営業時間／本来の営業時間）×日数

ニ. 映画館運営事業者に係る追加協力金及び映画配給会社向け協力金

「常設スクリーン数×2 万円」×（上映できなくなった回数／本来の上映回数）×日数

(2) テナント事業者向け協力金

「時短営業した面積 100 平米毎に 2 万円」×（短縮した営業時間／本来の営業時間）
×日数

(3) 非飲食業小規模カラオケ事業者向け協力金(第2期のみ,かつ全日休業した場合のみ対象)
「1日あたり2万円」×17日間

(交付の申請)

第4 協力金の交付の申請をしようとする交付対象者は、事務局に対し、宮城県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金【大規模施設等】申請書（以下、「申請書」という。）を事務局が定める期日までに提出しなければならない。

2 申請書に添付しなければならない書類は、原則として次のとおりとする。

(1) 大規模施設運営事業者向け協力金

- 1 申請書
- 2 誓約書
- 3 協力金算定シート
- 4 申請書類チェックシート[大規模施設運営事業者用]
- 5 本来の営業時間及び時短営業したことが確認できる書類
- 6 新型コロナ対策実施中ポスター等を掲示している箇所の写真
- 7 本人確認書類（個人事業者のみ）
- 8 通帳の表紙及び1枚目の見開きのページ（写し又は写真）
- 9 床面積の合計が1,000平米を超えていることが確認できる書類
- イ 自己利用部分面積に係る協力金の申請書類（自己利用部分面積が2,000平米未満の場合は不要）
 - 1 自己利用部分面積が確認できる書類
 - 2 自己利用部分面積算定シート
- ロ テナント把握管理に係る追加協力金・特定百貨店店舗に係る協力金の申請書類
 - 1 テナント等リスト又は以下の要件を満たす書類
 - ・テナント事業者向けの協力金の交付対象となる各店舗（屋号）名及び数
 - ・特定百貨店店舗の各店舗（屋号）名及び数（百貨店等のみ）
 - ・出店期間（期間限定の催物等のみ）
- ハ 映画館運営事業者に係る追加協力金及び映画配給会社向け協力金の申請書類
 - 1 常設のスクリーンの数が確認できる書類の写し
 - 2 時短要請に応じたことにより上映できないこととなった映画の回数及び要請対象日に上映予定であった映画の回数が確認できる書類の写し
 - 3 一括申請申出書及び映画配給会社の委任状

(2) テナント事業者向け協力金

- 1 申請書
- 2 誓約書
- 3 協力金算定シート

- 4 申請書類チェックシート[テナント事業者用]
- 5 本来の営業時間及び時短営業したことが確認できる書類
- 6 新型コロナ対策実施中ポスター等を掲示している箇所の写真
- 7 本人確認書類（個人事業者のみ）
- 8 通帳の表紙及び1枚目の見開きページ（写し又は写真）
- 9 大規模施設に入居していることが確認できる書類
- 10 テナントの店舗面積が確認できる書類
- 11 大規模施設の床面積の合計が1,000平米を超えていることが確認できる書類※
- 12 大規模施設が新型コロナ対策実施中ポスター等を掲示している箇所の写真※
- 13 大規模施設が時短営業したことが確認できる書類※
- 14 大規模施設の本来の営業時間が確認できる書類※

※の書類は、大規模施設運営事業者より提出することが選択できる。

(3) 非飲食業小規模カラオケ事業者向け協力金

- 1 申請書
- 2 誓約書
- 3 申請書類チェックシート[非飲食業小規模カラオケ事業者用]
- 4 期間中、休業したことが確認できる書類
- 5 新型コロナ対策実施中ポスター等を掲示している箇所の写真
- 6 本人確認書類（個人事業者のみ）
- 7 通帳の表紙及び1枚目の見開きのページ（写し又は写真）
- 8 床面積の合計が1,000平米以下であることが確認できる書類
- 9 一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）との利用承諾書
利用承諾書がない場合は、著作権使用料が引き落としされたことがわかる通帳の写し
- 10 カラオケ機器のリース契約書

3 次に該当する事業者等は、交付申請をすることができない。

- (1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等

（交付の決定）

第5 事務局は、協力金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、協力金を交付することが適当と認めるときは、速やかに協力金の交付の決定をするものとする。

2 事務局は、前項の決定をする場合において、次の条件を付するものとする。

- (1) 補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して5年間保管しておくこと。

（協力金の交付）

第6 協力金は、事務局が申請書等の書類の審査による協力金の額の確定後に交付するものとする。

(決定の取消し)

第7 事務局は、協力金の交付決定を受けた事業者（以下「協力金事業者」という。）が、協力金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、当該協力金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(協力金の返還)

第8 事務局は、協力金の交付の決定を取り消した場合には、当該取消しに係る協力金に関し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第9 協力金事業者は、第8の規定により、協力金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る協力金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該協力金の額（その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既に返還した額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を事務局に納付しなければならない。

2 協力金事業者は、協力金の返還を命ぜられ、これを期限までに返還しなかったときは、期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未返還額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を事務局に納付しなければならない。

(その他)

第10 この規程に定めるもののほか、協力金の交付等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この規程は、令和3年9月8日から施行する。

別表 協力金の対象となる大規模施設（第1条関係）

時短要請対象施設	新型インフルエンザ等 対策特別措置法施行令 第11条第1項
劇場・観覧場・演芸場・映画館等	4号
集会場・公会堂等	5号
展示場・貸会議室・文化会館・多目的ホール等	6号
ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	8号
運動施設・遊技施設（体育館，ボウリング場，スポーツクラブ等）	9号
博物館・美術館等	10号
大規模小売店・ショッピングセンター・百貨店・家電量販店等（生活必需物資を除く。）	7号
マージャン店・パチンコ店・ゲームセンター等	9号
個室ビデオ店・個室付浴場業に係る公衆浴場・射的場・勝馬投票券販売所・場外車券売場等	11号
スーパー銭湯・ネイルサロン・エステティック業・リラクゼーション業等（生活必需サービスを除く。）	12号